

# 定款

公益財団法人日本国際育成支援機構

# 定 章

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、公益財団法人日本国際育成支援機構と称する

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪府堺市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を設置することができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、日本とアジア諸国並びに開発途上国において「児童の権利に関する条約」を規範とし、児童の支援・救済・福祉増進に寄与するため国際理解の向上、国際協力の実施を促進する。更に日本とこれらの国々との経済、産業、農業、医療、介護、技術、科学、教育、芸術、文化、平和等の各分野の発展・振興において発生する諸課題の解決に資する為の、国民的な合意形成に努めると共に、グローバルな活動を展開し、開発途上国の人材育成事業と企業の経営支援及び海外進出支援事業、社会における雇用創出支援事業等を行い、開発途上国の経済、産業、農業、医療、介護、技術、科学、教育、芸術、文化、平和等各分野の発展、国際相互理解の促進及び我が国社会と各分野の健全な発展を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 「児童の権利に関する条約」に関する知識の普及と啓発
- (2) 児童の支援・救済・福祉増進活動
- (3) 前1、2号の事業等を遂行するための募金活動、チャリティーイベント、セミナー等の企画、実施
- (4) 開発途上国からの外国人技能実習生受入事業及びこれに関する無料職業紹介事業
- (5) 技術者・技能実習者及び看護師・介護士等の海外と日本の人材交流（無料職業紹介含）及びそれに係る教育事業
- (6) 開発途上国と日本のインターナショナルを始めとする、相互の人材育成事業・交流事業
- (7) 日本国内の人材の日本企業への有料職業紹介事業
- (8) 企業の経営に関する調査研究及び支援事業
- (9) 企業の海外進出に関する調査研究及び支援事業

- (10) 前4号から9号に掲げるもののほか、当法人の目的を達成する為に必要な事業
- (11) 国際相互理解のための留学生関連事業における案件形成、調査、研究、実施及び評価
- (12) 国際相互理解のための日本語学校、外国語学校及び日本語学校教師、外国語学校教師の育成機関の運営
- (13) 国際協力及び支援事業（経済、産業、農業、医療、介護、技術、科学、教育、芸術、文化、平和等）
- (14) 現地視察等各種視察団の派遣並びに受け入れに関するサポート事業
- (15) 国際医療交流コーディネーターに関する事業
- (16) 以上の事業に関する普及啓発事業、関連出版事業、インターネットサイト開設運営事業等
- (17) 前各号に附帯関連する一切の業務

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

### 第3章 資産及び会計

#### (基本財産)

第5条 当法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1及び別表第2の財産は、当法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の特別決議を経るものとする。
- 3 別表第2の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とする。

#### (事業年度)

第6条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### (事業計画及び収支予算)

第7条 当法人の事業計画書、収支予算書、については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### (事業報告及び決算)

第8条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出

し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所に）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第9条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第5号の書類に記載するものとする。

## 第4章 評議員

（評議員）

第10条 当法人に評議員3名以上10名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
  - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
  - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財

- 産によって生計を維持しているもの  
ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者  
ヘ 口からニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これら の者と生計を一  
にするもの
- (2) 他の同一の団体 (公益法人を除く。) の次のイからニに該当する評議員の合計数が  
評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 理事  
ロ 使用人  
ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員 (法人でない団体で代表者又は管理人の  
定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人) 又は業務を執行する社員で  
ある者  
ニ 次に掲げる団体においてその職員 (国会議員及び地方公共団体の議会の議員を  
除く。) である者
- ① 国の機関
  - ② 地方公共団体
  - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
  - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は 同条第3項に  
規定する大学共同利用機関法人
  - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政 法人
  - ⑥ 特殊法人 (特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつ  
て、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。) 又は認可  
法人 (特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要  
する法人をいう。)

#### (任期)

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

#### (評議員に対する報酬)

- 第13条 評議員に対して、1日当たり2万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、日当として支給する。

## 第5章 評議員会

### (構成)

第14条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

### (権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

### (招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

### (決議)

第18条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する際には、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するま

での者を選任することとする。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長、出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 役員

(役員の設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事3名以上10名以内
- 二 監事3名以内

2 理事のうち2名以内を代表理事とすることができます。

3 代表理事以外の理事のうち2名以内を業務執行理事とすることができます。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任

により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

## 第7章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第32条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

### (解散)

第33条 当法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

### (公益認定の取消し等に伴う贈与)

第34条 当法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### (残余財産の帰属)

第35条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第36条 この法人の公告は、官報に掲載してする。

## 第10章 会員

### (会員)

第37条 この法人の趣旨に賛同し、後援する個人又は法人、団体を会員とすることができる。

2 会員に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は井 坂 善 行、嶋 貫 秀 樹とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。  
脇 坂 栄 二、中 村 和 人、鈴 木 清 史

## 付則第二 (令和1年12月1日)

- 1 第2条事務所の所在を、この法人開始時と同じ、同市区内の次の所在へ移転、変更する。

「大阪府堺市堺区中瓦町一丁1番21号」

令和1年12月1日変更

公益財団法人日本国際育成支援機構  
代表理事 森田 節子



令和1年12月12日

この定款は原本と相違ないことを証明致します。

公益財団法人日本国際育成支援機構  
代表理事 森田 節子

